

重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療費受給資格者証をお持ちのみなさまへ

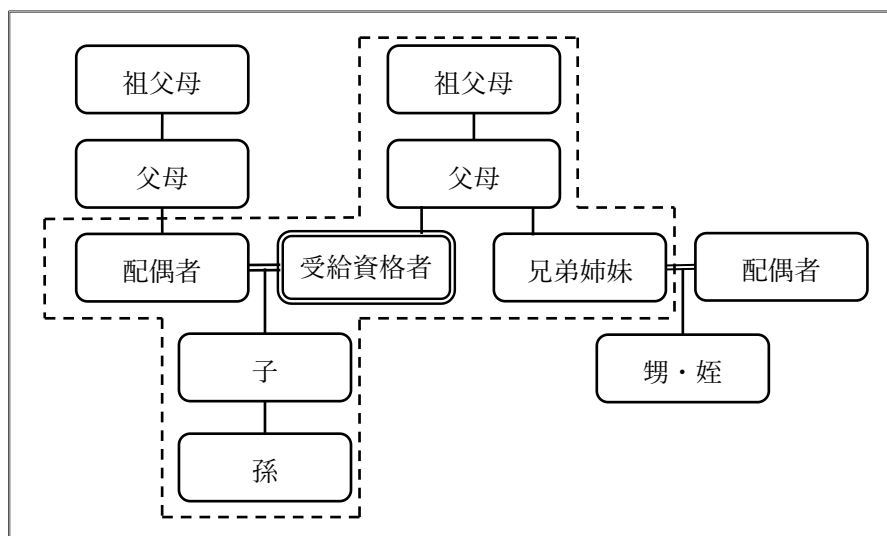
令和5年8月から福祉医療制度に所得の基準が導入されます

これまで、所得に関わらず全員を助成対象としていましたが、公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくために、一定の所得がある方には、医療費の負担をお願いすることになりました。

一定の基準額を上回る方については、令和5年8月1日から福祉医療制度の助成対象外となります。

○ 所得の確認対象について

所得の確認対象は、受給資格者本人及び同一の住民票に記載された配偶者・扶養義務者となります。扶養義務者とは、受給資格者と同一の住民票に記載された直系血族及び兄弟姉妹のうち、最多所得者となります。（点線枠内）



○ 確認する対象の所得について

給与所得、譲渡所得、不動産所得、雑所得（年金）等が対象となります。障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。また、所得情報の取得期間は以下の通りとなります。

- ・ 資格取得日が1月から7月の場合は、前々年の所得が対象となります。
- ・ 資格取得日が8月から12月の場合は、前年の所得が対象となります。

※所得の額の計算方法は、控除の種類や額が税法上と一部異なります。

（裏面もご覧ください）

○ 所得制限基準額及び収入額の目安等

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,604,000円以下	約5,180,000円	6,287,000円未満	約8,319,000円
1人	3,984,000円以下	約5,656,000円	6,536,000円未満	約8,586,000円
2人	4,364,000円以下	約6,132,000円	6,749,000円未満	約8,799,000円
3人	4,744,000円以下	約6,604,000円	6,962,000円未満	約9,012,000円

※ 収入額の目安は、給与所得者を例として所得制限基準額に給与所得控除額を加えて表示した額です。

※ 所得制限基準額の計算方法については、特別障害者手当に準拠した方法になります。

※ 所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

- 例
- ① 受給資格者本人と配偶者の世帯（配偶者が受給資格者本人の扶養の場合）
受給資格者本人の所得が3,984,000円（扶養者数1人）以下
→ 福祉医療費受給資格対象となります。
 - ② 受給資格者本人と父母が同一世帯（母、受給資格者本人が父の扶養の場合）
父の所得が6,749,000円（扶養者数2人）未満
→ 福祉医療費受給資格対象となります。

○ 所得把握について

- ・ 資格取得時又は更新時に同意を得た上で所得の確認を行います。
- ・ 他市町村からの転入などで所得の確認が取れない場合は、マイナンバーを利用し、情報照会にて所得の確認を行います。
- ・ 受給資格者本人、配偶者と扶養義務者の所得の申告が必要になります。

○ 他の医療費助成制度について

福祉医療制度以外の医療費助成制度を利用できる場合があります。ただし、制度毎に対象となる疾病の種類や所得制限など利用条件があります。

他の医療費助成制度（例）	担当	電話番号(直通)
自立支援医療（更生医療、育成医療）	障害福祉課給付担当	027-321-1245
自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉課相談支援担当	027-321-1358
小児慢性特定疾病 特定医療費（指定難病）	保健予防課難病対策担当	027-381-6112

※ これらの制度を利用するためには申請手続き（診断書等の提出のため有料となる場合があります）が必要となります。

○ 問い合わせ先

高崎市役所 保険年金課 医療給付担当

TEL 027-321-1237（直通）

群馬県 健康福祉部国保援護課 保険・福祉医療係

TEL 027-226-2677（直通）

※ なお、窓口等を含め個人の収入についてのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。